

「道路美化スポンサー事業」協賛企業募集要綱

[事業概要]

道路美化スポンサー事業は、厳しい県財政状況の中で、良好な道路環境を確保していくため、地元企業からの協賛金を活用して、県管理道路の中央分離帯の除草等の維持管理を行う事業です。

実施主体は、県、市、協賛企業で構成する道路美化スポンサー事業推進協議会で、道路管理者の県と道路管理協定を締結し実施しています。

事業主体である愛媛県は、地元企業を対象に協賛金の募集を行い、協賛企業名の入った看板を道路区域内に設置し、協賛企業の社会貢献をPRします。

なお実施区間は、東予地方局管内の主要県道壬生川新居浜野田線（西条市樋之口～船屋）の4kmです。

- ・ 事業主体 愛媛県
- ・ 実施主体 道路美化スポンサー事業推進協議会
(愛媛県、西条市、協賛企業で構成)
- ・ 実施方法 県は、地元企業を対象に年間一口10万円を単位とした協賛金（総額400万円で40口、1年継続）の募集を行い、上記「推進協議会」が事業を実施する。
「推進協議会」は、その協賛金を利用して、道路維持管理を行う。

[協賛企業のPR]

- ・ 当区間の中央分離帯に協賛企業のPR看板を協賛金1口に対し、1基設置する。

[協賛企業等の要件]

- (1) この事業の趣旨に賛同していただける企業等で、原則として、西条市に営業拠点（本社、支社、支店、営業所、工場等）を有すること。
- (2) 愛媛県広告事業実施要綱第3条第2項、第3項及び第4項に掲げる業種又は業者である企業は、協賛企業になれない。

愛媛県広告事業実施要綱

○第3条第2項

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるもの
- (2)消費者金融に係るもの
- (3)たばこに係るもの
- (4)ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係るもの
- (5)法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (6)その他、広告を表示する業種または業者として適当でないと認められるもの

○第3条第3項

- (1)法律、法律に基づく命令、条例及び規則に反した者
- (2)愛媛県から指名停止措置を受けているもの者又は愛媛県から不利益処分を受けている者

○第3条第4項

暴力団又は暴力団の構成員その他これに準ずるものとして別に定めるもの

[応募方法・募集期間]

協賛企業等を募集しております。協賛口数合計が40口になるまで随時受け付けます。

詳細につきましては、愛媛県東予地方局建設部管理課までご連絡ください。

[問い合わせ先]

〒793-0042

西条市喜多川796-1

愛媛県東予地方局建設部管理課第一係

TEL 0897-56-1300（内線 405）